

総代になったら何をするの？

役割

総代懇談会（今年11月）と春の地区別総代会議（来年5月）に参加して、総代の皆さんや生協の役員・職員と話し合ったり、通常総代会（年1回・来年6月）に参加して議決をおこないます。生協ひろしまの状況を知り、生協ひろしまの運営にあなたの声を反映させましょう。

総代は誰でもなれるの？ いつからいつまで総代をすればいいの？

資格

2022年12月末までに組合員になった方が対象です。生協ひろしまの役員・職員はなれません。

任期

2023年6月14日（今年の通常総代会の翌日）から2024年の通常総代会当日（2024年6月12日）までの1年間。

※今年の春の地区別総代会議と通常総代会（6月13日）は、参加対象ではありません

総代になりたい人が多かたり 少なかたりしたらどうするの？

補充選挙と投票選挙

総代になりたい組合員が受付締切日を過ぎて500名未満の場合は、補充選挙をおこないます。ただし締切日までの立候補者は無投票当選とします。逆に、総代になりたい組合員が定数を超えた時は投票選挙とします。投票選挙のお知らせは地区選挙管理委員会がおこないます。

何人の 総代がいるの？



定数、選挙区と選挙区ごとの定数

総代総数は540人【2022年12月31日現在の組合員408,572名（職員を除く）を基準に748人に1人の割合で選出されます】

地区	地域	総代定数
広島西	大竹市、廿日市市、佐伯区、西区	91
広島中	中区、東区、南区、安芸区、府中町、海田町、坂町	96
広島北	安佐南区、安佐北区、安芸太田町、北広島町	93
県北	三次市、庄原市、安芸高田市	28
東広島	東広島市、呉市安浦町、大崎上島町、三原市大和町	50
呉	呉市、江田島市、熊野町	60
県東部	三原市、尾道市、竹原市、世羅町	42
福山	福山市、府中市、神石高原町	80

いつまでに、どこに申し込むの？

受付

受付締切日：4月8日（土）

申し込み先：下記に届出用紙をご請求ください。また、ご不明な点があればお問合せください。

総合企画部

☎0829-50-0350

役員改選公告 2023年1月30日

理事の候補者を募集します

●選挙区と定数

生協ひろしまの役員の数には、定款により理事15～20人、監事4～6人です。そのうち、地区区理事10人を募集します。地区区理事の「選任区」と「定数」は、以下の通りです。

- 広島西1人 ●広島中2人 ●東広島1人 ●呉1人
- 広島北2人 ●県北1人 ●県東部1人 ●福山1人

●申し出

地区区理事の候補者になりたい方は、下記まで「申し出用紙」をご請求ください。用紙をお渡しますので、記入後、3月13日（月）～18日（土）の期間に提出ください。申し出を受け付けた地区役員推薦委員会では、委員の協議のうえ推薦をおこなうか否かを決定します。推薦のない申出者は候補者となれません。申し出された方が定数を超える場合は、5月開催の「春の地区別総代会議」で候補者を決定する選挙をおこなうこともあります。理事会は、役員推薦委員会から推薦された地区区理事、全体区理事、監事をもとに協議し、候補者を決定します。その後、候補者名簿を第39回通常総代会（6月13日（火）10:00～NTTクレドホールにて開催）に提案し採決の後、決定します。

●理事の役割

生協法やその他の法律、生協ひろしまの定款や規約に基づき、組合員の代表として理事会で生協ひろしまの経営や運営に関する決定をおこないます。同時に地区区理事は、組合員活動の重要事項の決定に関わっていただきます。

●任期

2023年6月13日（今年の通常総代会開催日）から2025年の通常総代会の開催日までの2年間。ただし、再選は妨げません。

●理事の候補者になれない方

役員選任規約により、以下の方は理事候補者になれません。

- ①総代 ②役員推薦委員 ③未成年者 ④破産手続開始の決定を受け、復権していない者

申し出用紙の請求先
【総合企画部:役員推薦委員会事務局】
TEL 0829-50-0350